別表第一を別表第一の二とし、同表の前に次の一表を加える。

**別表第一**（第三条の二関係）

| 区域 | 離島 |
|---|---|
| 北海道 | 礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島 |
| 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県 | 飛島、佐渡島、粟島 |
| 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 | 大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島 |
| 静岡県のうち<br>熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡 | |
| 富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。） | 舳倉島 |
| 岐阜県のうち<br>飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。） | |
| 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 | 島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島、見島 |
| 兵庫県のうち<br>赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。） | |
| 香川県のうち<br>小豆郡、香川郡 | |
| 愛媛県のうち<br>今治市（平成十七年一月十五日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡 | |
| 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | 小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、大島、山島、上甑島、中甑島、下甑島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、種子島、屋久島、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島 |
| 沖縄県 | 粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、多良間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、水納島、竹富島、石垣島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、西表島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、与那国島 |

別表第二の発電所の項一の下欄1の(7)中「燃料電池発電所」の下に「（別表第六に掲げるものを除く。）」を加え、同項二の（一）の下欄(7)中「発電設備」の下に「（別表第七に掲げるものを除く。）」を加え、同項二の（二）の1の(1)イの下欄中3を削り、4を3とし、同項二の（二）の2の(8)中「電気事業」を「法第三十八条第四項各号に掲げる事業」に改め、同表の変電所の項二の（七）の下欄3中「電気事業」を「法第三十八条第四項各号に掲げる事業」に改め、同表の送電線路（電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）を含む。以下この項において同じ。）の項二の（二）の下欄2（4）中「電気事業」を「法第三十八条第四項各号に掲げる事業」に改める。

別表第三中「（第六十三条、第六十六条関係）」を「（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）」に、「添付書類（認可の申請又は届出に係る工事」を「添付書類（認可の申請に係る工事、届出に係る工事又は使用前自己確認」に改め、同表の一の項の下欄中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同項（一）の1の中欄及び下欄中「（七）1」を「（六）1」に改め、同項（二）の5の下欄中「構想図」を「構造図」に改め、同項（二）の8の下欄中

| | |
|---|---|
| 「液化ガス用燃料設備に属する導管の伸縮吸収措置及び機械的衝撃に対する防護措置に関する説明書並びに当該導管の圧力逃がし装置の構造図 | 「液化ガス用燃料設備に属する導管の伸縮吸収措置、防食措置及び機械的衝撃に対する防護措置に関する説明書当該導管の圧力逃がし装置の構造図粉じん発生施設に関する説明書 |

に改め、同表の二の項の下欄中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同表の三の項の下欄中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

別表第五の次に次の二表を加える。

**別表第六**（第七十四条関係）

次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であって、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

一　当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池筐体（燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する筐体をいう。以下同じ。）及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。

二　当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。

三　当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。

**別表第七**（第七十七条関係）

1　水力発電所のダムの洪水吐きゲート操作用予備動力設備の設置又は取替え（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）